

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 県、市町村、民間企業等が連携し、長野県への移住・交流人口の拡大を推進することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 移住・交流に関する情報発信
- (2) 移住・交流者の受入体制の充実に係る事業
- (3) 移住・交流推進のための調査・研究
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(構 成)

第4条 協議会は、本会の目的に賛同する県、市町村、公的団体、民間企業、その他関係団体を会員とする。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名
- (3) 運営委員長 1名
- (4) 運営委員 30名以内
- (5) 監 事 2名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項の役員他に、名誉会長1名、名誉会員複数名を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 名誉会長、会長、副会長、運営委員長、運営委員、監事は第4条に定める会員の中から総会の議決により選任する。

2 役員が任期の途中において、所属の職を辞した時は、当該役員の残任期間は当該所属の後任者をもって充てる。

(職 務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した副会長が職務を代理する。

3 運営委員長は協議会の運営を総括する。

4 監事は、協議会の会計及び会務を監査する。

(会 議)

第8条 協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総 会)

第9条 総会は、会長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画、予算及び決算に関すること
- (2) 規約の改廃に関すること
- (3) その他、会長が必要と認める事項

2 総会は、年1回招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、出席した会員の過半数で議事を決する。

(運営委員会)

第10条 協議会の事業を円滑に実施するため、運営委員会を設置し、次の事項について審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他協議会の運営に関する事項

2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員により構成する。

3 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(専門部会)

第11条 運営委員会の下に、専門事項を審査審議する専門部会を設置することができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、長野県企画振興部地域振興課に置く。

2 事務局長は、長野県企画振興部地域振興課長をもって充てる。

3 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(会 計)

第13条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会及び運営委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年10月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年5月9日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から適用する。